



おいざの町

夢に向かって ぶみ出す一歩
やさしく かしく たくましく

令和5年度
四ツ屋小学校
学校報 No.7
令和5年5月10日

新型コロナウイルス感染症対策について

5月8日(月)から、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の分類が「5類感染症」へと移行になりました。これに伴い、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8~)」が示され、大仙市教育委員会を通じて各学校へ通知されています。本校では通知に従って、次のような対応をとらせていただきますので、ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症による出席停止の基準等について

(1) 感染した場合の出席停止期間の基準(症状が出た場合)

**発症日を0日とし、翌日から数えて5日間
かつ、症状軽快後24時間を経過するまで**

- ※1 無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまでが出席停止の期間の基準となります。
- ※2 出席停止解除後、発症日の翌日から10日を経過するまでは、マスクの着用にご協力をお願いします。

(2) 濃厚接触者について

いわゆる濃厚接触者の特定は行われなくなりましたので、普通に登校してもかまいません。しかし、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染し、本人にも感染しているおそれがあり休ませたいときは、その旨を学校へお知らせください。その場合も出席停止といたします。

2 マスクの着用について

学校の教育活動においては、児童及び教職員に対してマスクの着用を求めないことが基本となります。ただし、校外学習等でバスに乗車し、十分な間隔が保てない場合や、他の施設を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用をお願いいたします。

3 お願い

(1) 児童に発熱や咳、咽頭痛など、普段と異なる症状がある場合

無理して登校させず自宅で休養させるようにしてください。また、登校後発熱等の症状が見られる場合は、早退して症状がなくなるまで自宅で休養するようお願いいたします。どちらの場合も受診し、その後の状況を学校にお知らせくださるよう重ねてお願いいたします。

(2) 基本的な感染症対策について

学校では、健康観察を通じて児童の健康状態の把握に努め、引き続き基本的な感染症対策を講じていきます。

- ・換気やこまめな手洗い、うがいの励行
- ・清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク(給食準備の時など必要な場面では着用します)を持参させてください。